

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の

施行期日を定める政令案要綱

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行

期日を平成十七年十二月二十六日とすること。